

令和 4 年

第 3 回 農業委員会会議録

阿 蘇 市 農 業 委 員 会

令和4年 第3回 阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和4年3月10日（木曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市北側別館大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1 番	古閑 隆一	2 番	古澤 一雄	3 番	石本 健二	4 番	岩下 浩徳
5 番	井手 孝義	6 番	田代 純一	7 番	檜木 すみ子	8 番	竹原 真理子
9 番	山口 正孝	10 番	岩下 保男	11 番	知里口 香穂里	12 番	山内 市男
13 番	西村 豊治	14 番	田嶋 政隆	15 番	今村 光也	16 番	梅井 浩二
17 番	黒川 龍己	18 番	和田 敏喜	19 番	木村 広典		

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1 番	中村 秀政	2 番	市原 英一	3 番	今井 健一	4 番	佐藤 範一
5 番	五嶋 誠次	6 番	山本 利幸	7 番	藤井 博徳	8 番	河崎 利徳
9 番	永野 成男	10 番	白石 正明	11 番	竹原 忠信	12 番	古木 雄三
13 番	山中 健二	14 番	大友 浩喜	15 番	佐藤 弘明	16 番	室 恒和
17 番	園田 賢臣	18 番	高木 正明	19 番	江藤 則一	20 番	野上 勝喜
21 番	山本 眞一						

*新型コロナウイルス感染防止対策のため出席を求めています。

5 議事

- ・報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第8号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第10号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 碓井 東 参事 今村清信

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 19 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 3 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議 長 皆さん、こんにちは。本日は、新型コロナウイルスの感染防止対策として、農地利用最適化推進委員の出席をご遠慮願って総会を開催しております。まだまだ、感染終息とはなっておらず皆様も十分注意していただきたく思います。また、先月の農地パトロールについては、お世話になりました。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 2 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議 長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 32 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 7 件、第 4 条によるもの 4 件、第 5 条によるもの 5 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 5 件、利用権の設定 58 件、使用貸借権の設定 4 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 12 件、従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、5 番委員、6 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 3 号の 32 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 32 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議 長 報告第 3 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問がないようですので、以上で報告第 3 号を終わります。続きまして、議案第 8 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 7 件、4 条 4 件、5 条 5 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 8 号農地法第 3 条による許可申請の 7 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 7 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条7件は決定します。
つづきまして、第4条4件、第5条5件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第8号農地法第4条による、転用許可申請の4件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から4番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の5件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。

順位1番から5番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 続いて、現地調査報告をお願いします。

4条の順位2番と3番の植林については、事務局より現地調査報告をお願いします。

事務局 ○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から北東へ約4.9Kmのところでは、申請面積1,352㎡の敷地に、畑を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。なお、申請人の亡き夫が農地法の規定があることを知らず昭和50年頃にヒノキを植林したものです。始末書も添付されております。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位3番を説明します。

申請地は、JR滝水駅から南東へ約1.4mのところでは、申請面積4,577㎡の敷地に、畑を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。なお、申請人は、農地法の規定があることを知らずに令和3年10月にスギを植林したものです。始末書も添付されております。排水は、雨水のみで地下浸透です。区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

議 長 続いて、4条順位1番、4番と5条現地調査報告をお願いします。本日の現地調査班の方々は大変お疲れ様でした。本日の現地調査班長を務めていただきました17番委員より、転用案件について説明をお願いします。

事務局 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。それでは、

- 4条順位1番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から北西へ約450mのところでは、申請面積927㎡の敷地に、畑を管理して行くことが困難なため、クヌギの植林を計画するものです。農地区分は、JR赤水駅から500m以内の農地のため第2種農地となります。

- 4条順位4番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から南西へ約1.7kmのところでは、申請面積724㎡の敷地に、クヌギや柿等の植林を計画するものです。なお、申請人は農地法の規定があることを知らず令和3年頃に一部植林をしたものです。始末書も添付されています。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

- 5条順位1番を説明します。

申請地は、JR市ノ川駅から北へ、約610mのところになります。申請面積は当初、1,743㎡の敷地に1,102㎡の太陽光設備を計画したが、隣接地居住者の要望でパネルの配置を変更し、フェンスを増設するため、敷地全体が事業面積となり、事業変更に伴い面積が増となった641㎡を今回申請で計画するものです。なお、申請人は、H31年に転用許可後に、事業面積、配置等の変更する場合の許可申請を行わず令和3年10月に工事を完了しております。始末書が添付されています。農地区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地となります。

- 5条順位2番を説明します。

申請地は、JR内牧駅から北西へ、約3.3kmのところになります。申請面積は496㎡の敷地に個人住宅（建築面積96.05㎡）を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の生産性の高い第1種農地となります。集落接続により転用が可能となります。

- 5条順位3番を説明します。

申請地は、内牧支所から南東へ約1.3kmのところでは、申請面積は345㎡の敷地に、野菜販売所を計画するものです。農地区分は、阿蘇市上下水道管が前面道路に埋設してあり、かつ概ね500m以内に医療施設（武藤歯科、協胃腸科）が存在している場所により、第3種農地となります。第3種農地は原則許可となります。

- 5条順位4番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から南西へ、約1.5kmのところになります。申請面積は90㎡で申請人の個人住宅に通じる通路を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

- 5条順位5番を説明します。

申請地は、内牧支所から北西へ、約2.5kmのところになります。

申請面積は712㎡の敷地に個人住宅557㎡（建築面積57.96㎡）と
通路155㎡を計画するものです。 水利権者の同意も得ております。
農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の生産性の高い第1種農地
となります。 集落接続により転用が可能になります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班（事務局）としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議 長 ありがとうございます。 地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、
ございませんか。

（発言なし）

議 長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。
何か質問はありませんか。

13番委員 航空写真では山林のようにみえますが、現況は植林後すぐのように見
えますがいかがですか。

事務局 航空写真については、2年前ぐらいの写真であり、今回の申請以前は山林で
あったものを伐採して、再度植林をしましたが申請地が畑だったため、申請し
たものです。

13番委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

12番委員 順位2番の場合の植林と順位3番の植林ですけれども、植林後の年数が違うと
思うがこの状態で許可としていいものか。

事務局 いずれの場合においても追認申請となりますが、植林後一定の期間がたっ
て林層を形成したものについては、地目変更が可能となります。追認申請に
あたっては、始末書の提出を義務付けております。事務局においても追認申
請による許可が絶えませんので農業委員さんにおいては、無断転用がないよ
うに指導していただきたく存じます。

12番委員 これからの申請についても始末書で対応するのはいかなものか。

事務局 事務局としても、始末書での処理が最善の処理方法だとは考えておりま
せんが今の対処方法としては、県下のどの市町村もこの形で処理しております
のでご理解願います。

12番委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

4番委員 太陽光発電については、国からの補助金等を貰って工事をしていると思うの
ですが問題はないのですが

事務局 補助金については、把握しておりません。

4 番委員 補助金がある場合は認めていいのか。

事務局 施工については、計画面積の変更はありますが、太陽光のパネル数の設置が減っていることではないので施工実績としては問題ないと考えられます。通常は、変更申請を提出したうえで、工事を行うことであるが今回は、事業内容が変わらないので今回に至った経緯です。

4 番委員 わかりました。

事務局 先ほども申しましたが、事務局でも始末書が良しとしている訳ではないことをご承知願います。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4 条、5 条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法 4 条 4 件、5 条 5 件は決定します。

これで議案第 8 号 3 条、4 条、5 条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第 9 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第 9 号所有権移転の 5 件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位 1 番から 5 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 9 号の所有権移転について何か質問はありませんか。

13 番委員 順位 2 番の単価が安いのですがその理由は。

事務局 順位 2 番の農業振興区域内農地ではありますが、圃場整備外であり農地の形が歪なためこの単価となっております。

13 番委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転 5 件は決定します。

議 長 次に議案 9 号 2 番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第 9 号 2 番の利用権設定の 5 8 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 5 8 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 9 号 2 番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、あ

りませんか。

12 番委員 順位 22 番の会社はどんな作物を作るのですか

事務局 きゅうり、ハウレンソウが主な作物と聞いております。

12 番委員 わかりました。

13 番委員 順位 23 番と 24 番の会社は、何を作るのですか。

事務局 キャベツとなっています。

13 番委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定 58 件は決定します。

事務局 議案第 9 号 3 番の使用貸借権設定の 4 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 4 番までの、貸借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 9 号 3 番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

13 番委員 順位 1 番と順位 4 番について、営農は何を行っているのか

事務局 順位 1 番については、稲作と施設園芸で、順位 4 番については酪農と繁殖を行っています。

13 番委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 これで議案第号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 10 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番から 12 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 10 番委員と 12 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 6 番委員と 18 番委員にお願いしたいと思います。

順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番

委員と21番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の5番委員と17番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の3番委員と9番委員にお願いしたいと思います。

順位6番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

順位7番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

順位8番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

順位9番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の2番委員と7番委員にお願いしたいと思います。

順位10番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の2番委員と7番委員にお願いしたいと思います。

順位11番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の6番委員と18番委員にお願いしたいと思います。

順位12番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の2番委員と7番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案10号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

16番委員 順位9番の案件で地目と現況が異なりますがあっせんは可能ですか。

事務局 この件は地目と現況が異なりますが、現況が畑でありますので農業公社とも現地を確認し、あっせん可能であると回答をいただいております。

16番委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案10号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第3回総会を閉会いたします。